

IPv6 技術検証協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「IPv6 技術検証協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、IPv6 セキュリティリスク、相互運用上の問題の調査研究、確認された問題と対策の確立、そして対策の検証、またそれら情報発信と啓蒙を通して安全、安定した IT 環境の実現を目指す。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. IPv6 のセキュリティ、相互運用性に関する情報交換と経験交流に関する事業
2. IPv6 を安全に、且つ安定利用をする為の情報発信及び啓蒙
3. IPv6 に関する相互運用性の検証に関する事業
4. その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本協議会は、本協議会の目的に賛同し、入会の承認を受けた個人並びに法人及びその他の団体である会員をもって組織し、会員の種別は次の通りとする。

2. 普通会員：協議会の目的に賛同する個人、団体であり役員半数の承認を得たものとする。
3. 顧問：会長が協議会の運営上特に必要と認めたものとする。

(入退会)

第5条 本協議会に入会しようとする者は、書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。また、本協議会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(役 員)

第6条 本協議会には、次の役員を置く。

- ① 会長（1名）
 - ② 副会長（2名以内）
 - ③ 理事（7名以内）
 - ④ 会計監査役（1名）
 - ⑤ 事務局長（1名）
2. 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長が代表としての業務が執行出来ない、又は会長が欠けたときは、

その職務を代行する。

4. 会計監査役は、本協議会の収支決算について監査し、理事会に報告する。
5. 役員任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
6. 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
7. 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。ただし、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、補欠選任を行わないことができる。
8. 補欠選任を行うときは、第7条から第9条の規定を準用する。
9. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。副会長及び会計監査役が、その任期途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、第10条第6項の規定にかかわらず、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。この場合、会長は、会員にすみやかにその旨を通知しなければならない。

(理事)

- 第7条 理事は、設立発起人、及び総会において会員の中から選任された団体の代表者、もしくは個人による。また、設立発起人は辞退の無い限り、理事として選任される。
- 2 理事は、理事会を組織し本協議会の運営にあたる。

(会長)

- 第8条 会長は、理事会においてこれを互選する。ただし、理事会が適当と認めた場合は、理事の中から、総会においてこれを選任する。
- 2 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

- 第9条 副会長は、理事会においてこれを互選する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、その職務を代行する。

(総会)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。
2. 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めるときに開催する。
 3. 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 4. 総会は、会長が主宰し、議長を務める。
 5. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 6. 総会は、次の事項を議決する。
 - (ア) 本協議会の設立及び解散の議決
 - (イ) 規約の制定及び改正

(ウ) 役員の選任

(エ) 役員指名の承認

(オ) 事業報告・収支決算、事業計画・収支予算

7. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
8. 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(理事会)

第11条 本協議会に、理事会を置く。

2. 理事会は、会長、副会長、理事及び部会の長をもって組織する。
3. 設立発起人でない理事は、第7条から第9条に定める役員選任規程に従って選ばれ、総会の承認をもって選任される。
4. 理事会は、本協議会への入会申し込みを承認するほか、本協議会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について決定する。
5. 第6条第5項及び同条第6項の規定は、理事に準用する。
6. 理事会の構成員となるべき役員は、第7条から第9条に定める役員選任規程に従って選ばれ、そこで選ばれた者が、会長、副会長、理事、事務局長および会計監査役を別に定める役員選任規程に従って選び、それらの役員およびそれらの役員によって構成される理事会は、総会の承認をもって選任される。

(顧問)

第12条 本協議会は、本協議会の目的を達成するために必要と認められる場合には、外部の有識者等を顧問（若干名）として委任することができる。

2. 顧問は、本協議会の事業に関して助言を行う。
3. 顧問の委任は、総会で定める。

(幹事会)

第13条 理事会のもとに幹事会を置く。

2. 幹事会の構成員は理事会の承認を得る。
3. 幹事会は、部会等の活動内容を企画するとともに、その活動を円滑に進める上で必要な補助を行う。
4. 幹事会は、部会等の活動状況を理事会の求めに応じて報告する。

(部会等)

第14条 本協議会は、必要に応じて、部会及び分科会（名称にかかわらず、これに類するものを含む。以下「部会等」という。）を置くことができる。

2. 部会等の設置及び構成は、幹事会で定め、特定分野の課題に取り組む。
3. 部会等は、外部の有識者等をその構成員とすることができる。

4. 部会の活動状況については、幹事会に報告する。

(年会費)

第15条 会員は、原則、年会費の納入を要しない。

2. 本協議会の第3条に定める事業の実施に当たって、実験・シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
3. 上記2の徴収は、理事会の議決によるものとする。
4. 会計処理に必要な規定は別途定める。

(会計年度)

第16条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本協議会は、会長の総理の下、本協議会の会務を処理するため、事務局を置く。

2. 初年度は事務局をマイクロソフト株式会社 マイクロソフト イノベーション センター内に置くこととし、同法人が事務を行う。次年度以降は、理事会にて協議の上これを決定する。

(情報管理)

第18条 本協議会の活動を通して新たに確認された情報の取り扱いについては、別に定める情報管理規定に従う。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか本協議会運営上必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成22年7月28日から施行する。